

株式会社 技研 確認検査業務手数料規定 別表

第1 建築物に関する確認申請手数料(建築基準法第6条第1項第4号(*1))

床面積の合計		FD申請	書類申請	天空率加算(*3)	計画変更	中間検査	再検査(*4)	完了検査	追加説明書	構造計算有・FD申請	構造計算有・書類申請
戸建住宅(*2)		24,000円	26,000円	6,000円	10,000円	26,000円	15,000円	26,000円	4,000円	33,000円	35,000円
戸建住宅以外	50㎡以内	27,000円	29,000円		10,000円	27,000円	15,000円	27,000円	4,000円	40,000円	42,000円
	50㎡を超え200㎡以内	38,000円	40,000円		20,000円	38,000円	20,000円	38,000円	5,000円	45,000円	47,000円
200㎡超		55,000円	57,000円	10,000円	25,000円	55,000円	27,000円	55,000円	6,000円	75,000円	77,000円

第2 建築物に関する確認・検査申請手数料(建築基準法第6条第1項第1号、第2号及び第3号および工事種別が「増築、改築、移転、大規模の修繕及び大規模の模様替」の場合(*5))

床面積の合計		FD申請	書類申請	天空率加算(*3)	計画変更	中間検査(*6)	再検査(*4)	完了検査	追加説明書	用途変更(*7)	ルート2審査追加料金(*9)		省エネ適判物件追加手数料
										住宅(*8)		左記以外	
(*2) 戸建住宅	100㎡以内	38,000円	40,000円	10,000円	15,000円	25,000円	15,000円	25,000円	5,000円	/	50,000円	150,000円	/
	100㎡を超え200㎡以内	43,000円	45,000円		21,000円	29,000円	19,000円	31,000円					
戸建住宅以外 (戸建住宅の200㎡超含む)	100㎡以内	39,000円	41,000円	10,000円	19,000円	39,000円	16,000円	39,000円	5,000円	-	70,000円	150,000円	19,500円
	100㎡を超え200㎡以内	45,000円	47,000円		22,000円	42,000円	18,000円	42,000円		94,000円			21,000円
	200㎡を超え500㎡以内	73,000円	75,000円	12,000円	36,000円	51,000円	22,000円	51,000円	5,000円	150,000円	200,000円	260,000円	25,500円
	500㎡を超え1000㎡以内	104,000円	106,000円		52,000円	63,000円	29,000円	63,000円		212,000円			31,500円
	1000㎡を超え2000㎡以内	130,000円	132,000円	20,000円	65,000円	70,000円	33,000円	70,000円	5,000円	264,000円	260,000円	260,000円	35,000円
	2000㎡を超え5000㎡以内	180,000円	182,000円		90,000円	110,000円	38,000円	110,000円		364,000円			55,000円
	5000㎡を超え10000㎡以内	310,000円	312,000円		155,000円	190,000円	40,000円	165,000円		624,000円			82,500円
	10000㎡を超え50000㎡以内	660,000円	662,000円		330,000円	275,000円	44,000円	275,000円		1,324,000円			137,500円
	50000㎡を超えるもの	1,100,000円	1,102,000円		550,000円	495,000円	55,000円	495,000円		2,204,000円		260,000円	247,500円

第3 建築設備、工作物に関する確認申請手数料

区分		FD申請	書類申請	計画変更	完了検査
工作物	高さ5m以下	26,000円	28,000円	13,000円	22,000円
	高さ10m以下	30,000円	32,000円	15,000円	25,000円
	高さ20m以下	60,000円	62,000円	30,000円	30,000円
	高さ20m超	100,000円	102,000円	50,000円	35,000円
建築設備(型式部材製造者認証を受けたもの)		17,000円	19,000円	8,000円	22,000円
建築設備(上記以外もの)		28,000円	30,000円	14,000円	22,000円
小荷物専用昇降機		13,000円	15,000円	6,000円	16,000円

株式会社 技研 確認検査業務手数料規定 別表

第4 建築物の仮使用手数料(*12)(*13)(*14)

床面積の合計	審査手数料	検査手数料	審査+検査手数料
200㎡以内	94,000 円	42,000 円	136,000 円
200㎡を超え 500㎡以内	150,000 円	51,000 円	201,000 円
500㎡を超え 1000㎡以内	212,000 円	63,000 円	275,000 円
1000㎡を超え 2000㎡以内	264,000 円	70,000 円	334,000 円
2000㎡を超え 5000㎡以内	364,000 円	110,000 円	474,000 円
5000㎡を超え 10000㎡以内	624,000 円	165,000 円	789,000 円
10000㎡を超え	1,324,000 円	275,000 円	1,599,000 円

備考

- *1 第1の手数料表は建築基準法第6条の3第1項各号に関する確認の特例が有の場合の手数料となります。確認の特例が無の場合は、上記金額の倍額とします。
- *2 戸建住宅とは、一戸建ての住宅で住宅以外の部分が延べ面積の1/2以下かつ50㎡未満のものとなります。
- *3 天空率で算定されている場合は、天空率加算を計上します。
- *4 「再検査」とは以下に該当する検査とします。
 - ①再度、現場検査が必要となり再受検する中間検査及び完了検査
 - ②中間検査不適合後に計画変更をし、再受検する中間検査
 - ③当日(前営業日の午後1時以降を含む)の中間検査及び完了検査のキャンセル
- *5 工事種別が「増築」である場合の手数料は第2によります。
 - ①同一棟の増築の場合 申請部分+(申請以外の部分×1/2)=手数料算定面積
 - ②別棟の増築の場合 申請部分+(申請以外の部分のうち、遡及適用の範囲×1/2)=手数料算定面積
 遡及適用の範囲は、審査担当にご相談下さい。
- *6 検査の「床面積の合計」は、検査対象部分の床面積とします。
- *7 用途変更の場合の「床面積の合計」は、当該用途変更部分の床面積とします。
- *8 「住宅」とは、居住のように供する部分が1/2以上のものをいいます。
- *9 ルート2審査対象物件は、該当金額が加算されます。計画変更の際は手数料を半額とします。
- *10 昇降機は、建築物と一体申請した場合でもそれぞれの手数料が必要になります。
- *11 上記手数料表にあてはまらない場合は、ご相談の上決定するものとします。
- *12 他機関で確認申請をされた物件は、お引き受けできない場合がございます。
- *13 特定行政庁が実施する仮使用認定において、特定行政庁から当社に検査の依頼がある場合は検査手数料を適用する。
- *14 仮使用認定の床面積とは、仮使用認定に係る部分の対象床面積の合計とする。
- *15 仮使用認定を受けた建築物の完了検査にあつては、当該建築に係る部分の床面積から仮使用認定に係る部分の床面積を除く。

この表は法改正等の理由により変更することがあります。
令和6年8月2日改定

株式会社 技研 確認検査業務手数料規定 別表

確認検査加算額（エリア料金）

エリアⅠ	大阪府(府下全域) 京都府(京都市、宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、城陽市、京田辺市、八幡市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町) 兵庫県(神戸市、芦屋市、尼崎市、伊丹市、川西市、三田市、宝塚市、西宮市、猪名川町) 奈良県(奈良市、生駒市、大和郡山市、橿原市、大和高田市、香芝市、葛城市、天理市、平群町、斑鳩町、三郷町、王寺町、河合町、上牧町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町)	発生しない
エリアⅡ	京都府(南丹市、京丹波市、宇治田原町、和束町、笠置町、南山城村) 兵庫県(篠山市、三木市、小野市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、明石市) 奈良県(桜井市、五條市、御所市、明日香村、高取町、大淀町、山添村) 滋賀県(大津市、草津市、栗東市) 和歌山県(和歌山市、有田市、海南市、紀の川市、橋本市、岩出市)	5,000
エリアⅢ	上記エリアⅠ及びⅡ以外の区域	30,000

※他の制度でもエリア料金が発生する場合は、確認検査による手数料のみを加算する

手数料の徴収方法及び徴収時期

1.徴収方法

手数料は、受け付けた件数毎に現金での支払い又は、振込み入金によるものとする。
(※振込みによる場合は、弊社指定の銀行の口座への振込み。)
但し、当社が掛売として認めた事業者である場合は、月毎の請求書による振込とする。

2.徴収時期

手数料の徴収時期は、現金による場合は原則として受付時とし、振込みによる場合は検査申請のあった日より7日以内に弊社へ振り込むものとする。
但し、掛売の場合は除く。

3.出張費

エリア毎に、手数料に加え出張費を加算するものとする。